

福岡県公報

平成二十三年八月十二日
第三千二百九十一号
増刊
①

目次

告 示 (第千三百六十号)

○福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

(広域地域振興課) …………… 一

告 示

福岡県告示第千三百六十号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年八月福岡県告示第千三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「、同法」を「並びに同法」に、「同法同条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「前項に規定する過疎地域」を「前項に規定する「過疎地域」」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(暫定措置)

2 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に貸付を行う地域総合整備資金については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

第五条第五項	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する「過疎地域」	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する「離島振興対策実施地域」(第七項に規定する場合を除く。)及び過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する「過疎地域」
第五条第六項	前項に規定する「過疎地域」	前項に規定する「離島振興対策実施地域」、